

三郷市行政改革推進委員会委員公募要項

(目的)

1. 三郷市自治基本条例（平成21年条例第16号）第17条に基づく行政改革に関する計画を策定するにあたり、この計画に広く市民の意見を反映させ、市民参加による行政運営の推進を図るため、三郷市行政改革推進委員会条例（昭和60年条例第9号）に基づき、三郷市行政改革推進委員会委員（以下「推進委員」という。）の一部を公募により選任することを目的とします。

(推進委員の任務)

2. 推進委員の任務は、三郷市の行政経営に対する的確な意見を提言し、三郷市の公共の福祉向上に寄与することです。

(応募の資格)

3. 公募により選任する委員は、応募日現在、次に掲げる要件のいずれにも該当する者としてします。国籍は問いませんが、日本語を理解できる方に限ります。
 - (1) 満18歳以上の者
 - (2) 市内に住所を1年以上有している者
 - (3) 3つ以上の審議会等の委員でない者
 - (4) 令和7年8月から9月の間に2回開催される三郷市行政改革推進委員会に原則休まず参加できる者（開催日は令和7年8月22日、令和7年9月26日を予定しています。いずれも午後1時から午後5時までの範囲内で調整します。）

(応募方法及び選考方法等)

4. 推進委員の選考に応募される方は、公募要項をご理解の上応募してください。
 - (1) 公募人数 2名
 - (2) 任期 令和7年8月22日から令和7年10月ごろまで
 - (3) 応募方法 下記の提出物を三郷市企画政策部企画政策課へ提出
(データを添付した電子メール、紙媒体の郵送もしくは持参により提出)
 - (4) 提出物 三郷市行政改革推進委員会委員公募申込書
(市ホームページからダウンロードしてください。紙媒体は市役所5階企画政策課窓口にお越しいただければ配布します。)
 - (5) 応募期間 令和7年5月15日（木）から令和7年6月20日（金）まで（必着）
 - (6) 選考方法 公募により選任する委員は、三郷市行政改革推進委員会委員選考委員会を選考します。選考方法については、提出いただいた申込書を評価し、その中から推進委員としてふさわしい方を選考します。
 - (7) 選考結果 令和7年7月下旬ごろ郵送により通知します。
 - (8) 報酬 委員会開催時には委員報酬を支給します。

(9) 問い合わせ 三郷市企画政策部企画政策課企画調整係
電話：048-930-7763
MAIL：kikaku@city.misato.lg.jp
担当：横田、宮田